平成２４年（フ）第９０号
福岡県田川郡香春町大字香春1015番地４　クイーンハイツＫ201号
債務者　松江　良子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３６５号
大分市賀来北２丁目11番２号
債務者　髙口ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目30番11号　メゾン甲南302号
債務者　湯田由理子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目14番32号101号
債務者　石野　栄二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目18番７号　中島コーポ203号
債務者　石樽　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目37番34号　永秀ビル301号
債務者　有馬　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
盛岡市北松園３丁目12番７号
債務者　川村　祥子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８８号
広島県福山市東陽台２丁目22番11号、旧住所広島県福山市幕山台８丁目17番12号
債務者　野口　和廣
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９３号
広島県福山市津之郷町大字加屋45番地２　シャーメゾン津之郷203、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷186番地168
債務者　増田八一人
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１９５号
広島県福山市霞町１丁目４番15号　聖和ビル702号
債務者　岡村ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第４７８号
熊本市東区長嶺東２丁目９番16号　デイアレストマンション202
債務者　都山るみ子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９７号
熊本市北区大窪４丁目１番23―201号
債務者　大濵　　晃
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４５号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目366番地１
債務者　白保　雄一
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９９号
沖縄県糸満市字兼城345番地　コーポ一平Ａ―２
債務者　白保　吉彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３００号
沖縄県糸満市字兼城345番地　コーポ一平Ａ―２
債務者　白保　政江
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９９号
沖縄県浦添市前田４丁目17番10―302号　知念産業マンション
債務者　仲村　直人
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部